

「思い出の記」——要領をめぐって

日名子 太郎

昭和三十九年来、久方振りに幼稚園教育要領の改訂が行なわれ目下各地において学習会が開かれてい
る。来年から実施とのことであるから実に二十六年
ぶりの改定ということになる。

戦後間もない昭和二十三年——つまり四十年前
に、文部省は故倉橋惣三、山下俊郎氏やヘファナン
女史らによる『保育要領』を刊行した。この年は私
ごとではあるが現在の住所に筆者が栄光幼稚園を開
設した翌年にあたる。この幼稚園は「保育とは、子
どもを愛することに始まり、科学的な方法に導かれ
て子どもを愛することに終わる」というモットーの

下に、次の三カ条を順守するものであった。

- 一、国籍を問わない。
- 二、親の職業を問わない。
- 三、子どもの障害の有無を問わない。

さて、その『保育要領』は、保育所についての記
載もあり幼保相互の連携もかなり密接なもので、幼
保一体の思想にも発展できる性格をも含んでいた
が、幼稚園の教育的性格を明確にしようとして、昭
和三十一年に『幼稚園教育要領』が刊行されるに及
んで文部省は幼稚園から一気に「保育」という言葉
を抹殺しようといわんばかりに教育づいてしまい、

さらに私立幼稚園団体の猛反対を押し切って「領域」という新概念を強引に導入した経過は、それを知る当時の生き証人の一人として忘れることはできない事件であった。

そのような無理押しを忘れて、今回の新要領で「実際には、このような領域の性格が十分には理解されず、△中略▽幼稚園教育にふさわしくない実践が行われる傾向もみられた。」とあるのは自己の罪を他になすりつけたようなもので随分と厚かましい言い分であると思う。しかも、「領域」についての注意は昭和三十九年の改訂ではさらに簡単にしているのにいたっては全く話にもならない。

このように要領の変遷をたどると幼稚園教育を誤らせた主な責任は、現場ではなくてむしろこのような誤解を招くようなお粗末な要領を作成した文部省並びに委員にあるといつてよい。したがって今回の改訂がまたまた幼稚園の進路を一層誤らせるのでは

ないかという危惧の念をぬぐい去ることができないのは筆者のみであろうか。

それとともに、このような要領の刊行を自ら求めたり是認してきた、数値的にも幼稚園をリードし、その性格からも本来自由であるべきはずの私立園の現在の在り方にも先輩の一人として奮起と反省を望んでやまない。

(玉川大学)

